

令和元年度 柏市立大津ヶ丘第二小学校防災計画書

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この計画は、柏市立大津ヶ丘第二小学校の防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、柏市立大津ヶ丘第二小学校に勤務し、又は、出入りする全ての者に適用する。

(防火管理者の権限と業務)

第3条 防火管理者は、教頭とし、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施
- (3) 建物、火気使用設備器具、電気設備等の自主点検検査の実施とその指導監督
- (4) 消防用設備等の点検の実施とその指導監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 収容人員の把握と安全管理
- (7) 管理権限者に対する助言及び報告
- (8) 火元責任者に対する指導監督
- (9) その他、防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出、及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 建築物及び諸設備の設置、又は、変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果、及び、防火対象物定期点検報の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他、防火管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第5条 日常の火災予防、及び、地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を別表（日常の火災予防組織図）のとおり指定する。並びに、建物の火気使用設備器具等及び消防用設備等の点検検査を行う自主点検検査員を別表（(1)建物などの自主検査）のとおり指定する。

(火元責任者の業務)

第6条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持・管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持・管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 担当区域内の避難口、通路、防火戸及び防火シャッター等の維持・管理
- (5) 閉校後の防火戸、防火シャッターの閉鎖及び確認
- (6) 防火管理者の補佐

(自主点検検査員の業務)

第7条 自主点検検査員は、次の業務を行うものとする。

- (1) 自主点検検査員は、消防用設備等について別に定める点検票にもとづき点検を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。
- (2) 自主検査員は、建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等について別に定める検査票にもとづき検査を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

(自主点検検査の時期)

第8条 自主点検検査の時期は次のとおりとするとともに、平素においては火元責任者が随時行うものとする。

(1) 自主検査

検査対象	検査実施月
建築物	5月 10月 頃
火気使用施設	5月 10月 頃
危険物施設	5月 10月 頃
電気設備	5月 10月 頃

(2) 消防用設備等の点検

消防設備等	点検実施月		
	外観点検	機能点検	総合点検
消火器	毎月	毎月	5月 10月
避難器具	毎月	毎月	
誘導灯	毎月	毎月	
自動火災警報機	毎月	毎月	
非常放送設備	毎月	毎月	

(点検検査結果の記録及び報告)

第9条 防火管理者は、自主点検検査の結果を「防火対象物維持台帳」に記録するとともに、消防用設備の点検結果については、3年に1回柏市消防長に報告しなければならない。

(不備欠陥等の整備)

第10条 防火管理者は、各種結果報告に基づく不備欠陥事項について改修計画をたて、その促進を図るとともに管理権限者に報告するものとする。

第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第11条 次に掲げる事項を行おうとするものは、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき

- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき
- (3) 改装，模様替え等を行うとき
- (4) その他，防火管理上必要な事項

(職員の遵守事項)

第12条 柏市立大津ヶ丘第二小学校に勤務する全ての者は，日常業務を通じて各種災害を防止するため，次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 階段，廊下，昇降口等には，避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備等の周辺には装飾等をせず，その機能を阻害しないこと。
- (3) 火災を発見した場合は，消防機関（119番）に通報するとともに防火管理者に連絡し，災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動を取ること。
- (4) 喫煙は，校地内全面禁止のため，不可。

(火気使用時の遵守事項)

第13条 火気等を使用する者は，次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 厨房内は，常に整理整頓しておくこと
- (2) 火気使用設備器具は，使用前，使用后には必ず点検を行い安全を確認すること
- (3) 工事を行うものは，火気管理について防火管理者の指示を受けること
- (4) 終業時には，再度火気について確認を行うこと

第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第14条 柏市立大津ヶ丘第二小学校の自衛消防組織として防火管理者を自衛消防隊長とし，次の任務分担により自衛消防隊を別表（大二小防衛自衛組織）のとおり指定する。

係 別	任 務 内 容
隊 長（校長）	○自衛消防隊の各係員に対し，指揮，命令を行うとともに消防隊と密接な連携を図る。 ○避難状況の把握を行う。
指揮者（教頭）	○隊長を補佐し指示，命令の伝達にあたる。
通報連絡係（教務）	○消防機関に対する通報及び確認を行う。 ○出火の報知及び消防隊への情報の提供にあたる。
消火係（防災担当）	○消火設備を用い消火作業にあたる。
避難誘導係（管理）	○非常口等を開放し避難誘導にあたる。 ○避難器具の設定，操作にあたる。
救護班（養護教諭、保健主事）	○けが人等の処置を行う。

(避難経路図等)

第15条 自衛消防隊長は，人命安全を確保するため消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し，従業員全てに周知徹底しなければならない。

第5章 震災対策

(震災予防措置)

第16条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の震災を予防するため第2章に基づく各施設器具の点検検査に合わせて、次の事項を行うこと

- (1) 建物又は建物に付随する施設物（看板 窓枠，外壁等）及び陳列物件の倒壊，転倒，落下の有無の検査
- (2) 火気使用設備器具の転倒，落下防止及び自動消火装置燃料停止装置等についての作動状況の検査
- (3) 危険物施設における危険物品等の転倒，落下等の有無の検査

(地震後の安全措置)

第17条 各火元責任者は、地震後，建物，火気使用設備器具等の点検，検査を行い，防火管理者に報告し，その安全を確認後使用を開始すること

(震災に備えての準備品)

第18条 震災に備え次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

- (1) 医療品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 非常食（2日分）…児童分をどうするかが、懸案事項である。・・・本年度PTA運営委員会に相談，計画，実行
- (4) 飲料水 …体育館ギャラリーに保管
- (5) その他必要なもの…寒さ対策のシート（児童分）平成30年度度揃える。第2送風機室に保管。

(地震時の活動)

第19条 地震時の活動は，第4章によるほか，次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は，全力を上げて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は，被害状況を校内放送等により全従業員に把握させるとともに必要な事項を指示すること
- (3) 関係各機関（消防署，市役所等）から情報を積極的に収集すること
- (4) 避難場所は，「柏市立大津ヶ丘第二小学校」とする。
- (5) 避難場所への避難開始は，防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施時期及びその内容)

第20条 防火管理者は，次により防災教育を行うものとする。

実施日及び対象者内容	予定実施月	内 容
児童・職員	4月 9月 1月	(1) 消防計画の周知徹底 (2) 火災予防上の遵守事項 (3) 児童・職員各自の任務及び責任の周知徹底 (4) 震災対策に関する基本的事項 (5) その他の火災予防上必要な事項

(訓練実施時期及びその内容)

第21条 防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

訓練種別		実施月	訓練内容
総合訓練		4月 9月	消火、通報、避難誘導の訓練を連帯して実施し、必要と認める場合は消防機関への指導を要請する。
部分訓練	消火訓練	1月	消火器具の取扱い要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。・・・できていない。
	通報訓練	9月	消防機関(119)への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	4月 9月	避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。

(訓練の実施報告)

第22条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施した場合は自衛消防訓練通知書(別記第1号様式)に記入し、柏市消防長に提出するものとする。

日常の火災予防組織表

防火管理責任者	担当区域	火元責任者
教務 石川 秀彦	給湯室	主事
	職員室	教頭
	家庭科室	教諭 家庭科主任
	理科室	教諭 理科主任
	給食室	配膳員
	図工室	教諭 図工主任
	音楽室	教諭 音楽主任(専科)
	普通教室等	各管理分担者

自主点検を実施するための組織編成表

(1) 建物等の自主検査

検査対象	検査実施者
建物	石川 秀彦
火気使用設備器具	石川 秀彦
電気設備	石川 秀彦
危険物施設	石川 秀彦

(2) 消防用設備等の点検

点 検 対 象	点 検 実 施 者
消火器具	決定次第記入
避難器具	
誘導灯	
自動火災報知器	
非常放送設備	

柏市立大津ヶ丘第二小学校自衛消防組織

隊 長	係 別	隊 員
富澤 英樹	指揮係	小宮 健
	通報連絡係	石川 秀彦
	消火係	1 学年職員 特別支援学級担任 3 学年職員 6 学年職員 (男性)
	避難誘導係	1 学年主任、特別支援学級担任
	救護係	養護教諭 教育支援員 サポート教員

防火管理業務の委託状況 (平成30年4月1日現在)

防火対象物名称	柏市立大津ヶ丘第二小学校
管理権原者氏名	富澤 英樹
防火管理者氏名	石川 秀彦
受託者の氏名 及び住所	氏名 (名称) セコム株式会社 住所 (所在地) 柏市泉町16-30 TEL 04-7167-8121
受託者が行う 防火管理業務の 範囲	遠隔移動方式
受託者が行う 防火管理業務の 方法	待機場所 住所に同じ 到着所要時間 約15分 区域 全域 時間帯 24時間